

常任委員会の審査報告

3月5日に付託された各議案は、3月17日から19日にかけて、各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日23日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。
各常任委員会の審査の主な内容をお知らせします。

総務常任委員会

行政財産使用料条例の一部改正等について

問 二本松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定する根本的な理由は。

答 現在、行財政改革推進の中で職員の人員増はできない状況である。現在の多様化、高度化する行政ニーズに対応すべく、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うために、この制度を導入するため条例を制定するものである。

問 二本松市行政財産使用料条例による郵便差出箱の設置数は。

答 設置数は6箇所である。



机上審査の様子

市民産業常任委員会

安達ヶ原ふるさと村公園の指定管理者の指定等について

問 土地改良事業による字の区域を変更したという前例はあるのか。

答 ほ場整備の場合、字ごとに現場は整備しないため、結果的に、換地する際に法部分が一部字をまたいでいるような場合、整理することがあり、前例はある。

問 「とうわ東中山間地域総合整備事業」はいつ終わる見込みなのか。

答 平成27年度中に換地は完了する予定であるが、事業全体としては、県から計画の見直しがあるようにも聞いており、期間が伸びる可能性もある。

問 安達ヶ原ふるさと村の過去5年間の売上と観光客数はどのように推移したのか。

答 売り上げについては、レジの売り上げで、平成22年が8,444万3,000円、平成23年が6,005万2,000円、平成24年が7,367万1,000円、平成25年が6,621万1,000円、平成26年が6,372万8,000円。観光客数については、平成22年が8万4,325名、平成23

年が3万2,968名、平成24年が5万6,385名、平成25年が9万3,892名、平成26年が9万3,138名であった。

問 かやぶき屋根の建物の除染についてどのように考えているのか。

答 平成27年度にふるさと村の建物の除染を計画している。かやぶき屋根も除染を行う方針であるが、工法については現在協議中である。



現地調査の様子(道の駅「安達」上り線)

道路占用料徴収条例の一部改正等について

問 今回の条例改正により、当市では道路占用料額が約4割減となり、約800万円の収入減となるが、今後の道路の維持補修等に影響は出てこないのか。

答 減額される部分の財源確保については、占用料のNTT柱約4,400本、電力柱約6,800本が主なものである。市としては収入が減ることとなるが、サービスを極端に下げのわけにはいかないので、不足分については一般財源を充当し対応していく。

問 下水道の除害施設を設置する場合の費用負担は使用者なのか。また、除害施設の設置について、市はどのようにして使用者に指導しているのか。

答 除害施設の設置は使用者の負担で自ら設置することとなる。また、除害施設設置が必要な所は飲食店などが想定され、排水設備の設置の申請時に指導している。



現地調査の様子(市営住宅茶園団地建替事業)

介護保険条例の一部改正等について

問 高齢者人口の増加が見込まれる中で、地域包括支援センターの在り方と人材の確保についてはどのように考えているのか。

答 今後、地理的状況等を勘案し、生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することについても検討し、その機能強化が図られるよう、直営に加え、民間委託による運営も選択肢に入れながら、必要な人材の確保に努めていきたい。

問 今回提案されている指定介護予防支援事業者の基準を、市内の事業者は満たしているのか。

答 今回の条例で定めた基準は、これまでの国の基準を踏襲したものである。事業者は、現行の国の基準に基づき県へ事業者登録を行っており、基準を満たしている。

問 安達ヶ原ふるさと村屋内遊び場は、子どもが利用する施設であり、安全管理が重要である。指定管理者に対する市からの安全管理に関する指導は。

答 子どもの安全管理については、保護者責任となるため、施設を利用する保護者に対し子どものそばを離れないよう指導を徹底していく。また、スタッフの中に保育士の資格を有する者を雇用し、施設内で安全管理対策をとるよう働きかけを行っていく。また、施設に瑕疵があった際に対応できるよう、賠償責任保険にも加入している。



机上審査の様子